

第21回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月30日(水) 午後3時50分から午後4時50分

2. 開催場所 妙高市役所 1階 コラボホール

3. 出席委員

農業委員(16名)

会長	2番	安原 義之			
会長職務代理者	6番	市川 政一			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	7番	清水 輝男	8番 霜鳥 勝範
	9番	丸山 光浩	10番	高橋 敏明	11番 生井 一広
	12番	渡邊 春男	13番	内田 芳昭	14番 丸山 嘉之
	16番	竹田 賢一	17番	宮尾 俊一	

4. 欠席委員(1名) 15番 竹内 則孝

5. 提出議題

報告第22号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第23号	農地転用事実確認証明等報告について
報告第24号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第39号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第40号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第41号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第42号	農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第43号	農用地利用集積計画について
議案第44号	妙高農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

事務局長 東條 義博 次長 西澤 明夫 係長 山口 修 主査 竹田 由之

7. 会議の概要

事務局長

本日の出席委員を報告します。出席委員は、16名です。

次に、総会に先立ちまして、議案第43号 農用地利用集積計画について、の議案の差し替えをお願いします。

これにつきましては、議案発送後に、賃貸人の死亡が判明したことから、農用地利用集積計画が取り下げとなったもので、議案第43号の件数は2件減り、合計で82件となります。

なお、賃貸人の相続関係者は、改めて農用地利用集積計画を提出する意向を持っており、提出後、農業委員会総会に上程させていただくこととなります。

また、議案第44号 妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、の参考資料として冊子を同封しましたが、同資料中の付図3号の凡例の単位に誤りがありましたので、差し替えをお願いします。

差し替えとなる議案と資料は、机の上に配布させていただきましたので、大変恐縮に存じますが、各自、差し替えをお願いいたします。

それでは、安原会長、お願いします。

会 長

皆さん、大変ご苦労さまでございます。

さて、来年の話と言いますか、早いもので我々委員の任期も再来年の3月までとなっております。上越市は来年の4月、糸魚川市は来年の7月に改選を迎えます。

両市ともに改選に向けた作業、準備が進んでいるようです。

ここに居る委員の皆さん全員が代わるということは農業委員会としても大変困ることであり、半分程度は引き続き、務めていただきたいと思います。

なお、女性委員の登用、増員という話は、県レベルでも議題とされるどころです。皆様方におかれましても、今後、地域や各種団体で協議を進める際は、ご協力をいただければと思います。

それでは、座らせていただき、進めさせていただきます。

議 長

妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第21回妙高市農業委員会総会を開会します。

最初に議事録署名委員を指名します。

10番の高橋 敏明委員、11番の生井 一広委員、よろしくをお願いします。

本日の議題については、報告事項が3件、議案が6件です。

公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。

まず、報告事項ですが、

報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第23号 農地転用事実確認証明等報告について

報告第24号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

以上、事務局より、報告事項3件の説明をお願いします。

事務局

報告事項について説明します。

1ページ、報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。

10月に届出がありました合意解約は、10件です。

解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、すべて、他の人へ賃借となっております。

事務局

次に、3ページ、報告第23号 農地転用事実確認証明等報告について、です。
10月につきましては、農地の転用事実に関する法務局からの照会が2件です。

内容についてですが、

1番2番ともに、過去に5条の転用許可を受けましたが、地目変更の手続きを行わなかったものです。

以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認した結果について、法務局へ回答したところです。

次に4ページ、報告第24号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

10月の届け出は、相続件数は7件、新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。
よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようでありますので、報告事項3件については、ご承知いただきたいと思います。

次に、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請については、5ページをご覧ください。

今月の許可申請は、3件です。

1番について、申請地は大字除戸地内、登記地目：田が1筆で登記地積144㎡であります。

なお、登記地目が田となっておりますが、現況は畑として利用されている農地です。

位置図は、資料No.3 12ページをご覧ください。

申請地は、他者が利用権を設定して耕作していましたが、高齢のため権利設定期間満了を機に耕作をやめたことから、耕作者を探していたところ、申請地の隣接地に居住している譲受人が耕作管理することで合意に至ったことから、無償での贈与により譲受人に譲り渡すものです。

2番について、申請地は大字雪森地内、登記地目：田が7筆で8,312㎡であります。

位置図は、資料No.4 13ページをご覧ください。

申請地は、市外在住で耕作が困難で保全管理してきましたが、今後も耕作できる見込みがないことから、隣接地等を耕作している譲受人に相談したところ、話がまとまったため、このたび売買により譲受人に譲り渡すものであります。

3番について、申請地は大字中原新田地内、登記地目：田が1筆、登記地積1,811㎡であります。

位置図は、資料No.5 14ページをご覧ください。

譲受人と譲渡人は、兄と弟の関係にあり、譲渡人は県外在住で耕作管理できないことから、譲受人と協議し、話がまとまったため、このたび無償での贈与により譲受人に譲り渡すものであります。

以上、3件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である

事務局 10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。11月14日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 2番について説明します。11月15日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 3番について説明します。11月10日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第39号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

委員 2番について、譲受人は会社役員兼農業とありますが、こういった職種の方なのですか。

事務局 地元の建設業です。

議長 他にありませんか。無いようでありますので、これより、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、を採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。
よって、議案第39号については、許可することに決定しました。

次に、議案第40号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第40号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、6ページをご覧ください。
今月の許可申請は、1件です。

1番について、申請地は、大字上堀之内地内、登記地目：畑が1筆、登記地積155㎡です。

位置図は、資料No.6 15ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当

- 事務局 するものと思われます。
ただし、本案件は、追認案件であります。
申請者は、申請地を本年8月に購入し所有権を取得した後に、申請地を調査したところ、住宅の一部及びその付帯の土間コンクリート打設敷地が含まれていることが判明し、地目を宅地に変更したい旨の相談があり、事務局から申請人に指導し、今回の申請に至ったものであります。
それを受けて、これまでの整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。
(始末書の読み上げ)
本件の追認部分については、前所有者が農地法を十分に理解していなかったことが原因での、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。
- 以上ですが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
- 委 員 1番について説明します。11月14日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
しかしながら、現地確認の際には農地と宅地の境界の判別が出来ません。
申請時に事務局において詳細な資料を求めるなどの対応があれば防げた案件かと思ひます。今後は、申請時点での書類の確認を今一度お願いします。
- 議 長 それでは、議案第40号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。
- 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第40号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- ご異議なしと認めます。
よって、議案第40号については、許可することに決定しました。
- 次に、議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、7ページをご覧ください。
今月の許可申請は2件です。
- 1番について、申請地は、大字坂口新田地内、登記地目：田が1筆、登記地積719㎡です。
位置図は、資料No.7 16ページをご覧ください。
申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された

事務局 農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

ただし、本案件は、追認案件であります。

本件は、申請地に整備されている事務所・倉庫を他者に売却することとなったため、申請地を調査したところ、地目が農地のままで、転用の手続きが取られていないことが判明したことから、地目を宅地に変更したい旨の相談があり、事務局から指導し、今回の申請に至ったものであります。

それを受けて、これまでの整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

(始末書の読み上げ)

本件の追認部分については、申請手続きさえすれば許可できる内容でありますし、農地法を十分に理解していなかったことが原因での、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

2番について、申請地は、大字飛田新田地内、登記地目：田が1筆、登記地積350㎡です。

位置図は、資料No.8 17ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

申請地は、圃場整備済みの農業振興地域の農用地区域から除外された第1種農地ですが、集落に接続して設置されるものに該当することから、許可できる案件であります。

用地の選定にあたっては、事業所敷地の隣接地で選定され、適地と判断しました。

譲受人は、申請地を売買により購入し、社用車駐車場の拡張整備を希望しています。

以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。11月14日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 2番について説明します。11月15日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第41号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

委員 1番について、事務所・倉庫になる前の農地はどのような状況だったのでしょうか。

事務局 当時の資料はありませんが、工事の現場事務所用地として利用されていたものと推測します。

なお、本案は平成6年の案件ですが、現在は建設課、市民税務課等、関係課で情報共有を行いながら案件把握に努めているところです。

議 長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決
します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。
【「異議なし」の声あり】
ご異議なしと認めます。
よって、議案第41号については、許可することに決定しました。

次に、議案第42号 農地法の適用を受けない事実確認願について、を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第42号 農地法の適用を受けない事実確認願については、8ページをご覧ください。
今月の確認願は、13件です。

1番から13番まで一括説明します。
申請地は、
1番から8番については、大字下濁川地内、登記地目：田が9筆、登記地積合計
348.61㎡、登記地目：畑が5筆、登記地積合計970㎡ 14筆1, 318.61㎡
9番については、大字卷淵地内、登記地目：畑が1筆、登記地積：79㎡、
10番については、大字小濁地内、登記地目：田が2筆、登記地積合計974㎡、登記
地目：畑が5筆、登記地積合計1476㎡、7筆2450㎡
11番・12番については、大字大下地内、登記地目：田が3筆、登記地積合計874
㎡、
13番については、大字楡島地内、登記地目：田が1筆、登記地積合計107㎡
総合計で、田：15筆で2303.61㎡、畑：11筆で2,525㎡、
26筆で4,828.61㎡であります。

位置図は、資料No.9 18ページをご覧ください。
1～9番については、資料No.9 18ページを
10番については、資料No.10 19ページを
11～13番については、資料No.11 20ページをそれぞれご覧ください。
申請地は、全般的に、地形も未整備で道路脇や山中及び河川脇の傾斜地等の条件の悪い
不整形の農地で、それぞれの所有者の事情で、労力がなくなったため、耕作できなくなり、
耕作放棄され、40年以上農地として耕作されず、周囲とともに原野化して、現在に至っ
ている土地であることを確認しました。

調査地については、現地の状況や周囲の環境及び所有者の状況を確認し、今後も農地と
しての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないこ
とを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委 員 1番から13番について説明します。11月15日、事務局と農地利用最適化推進委員
と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいま
すようお願いいたします。

議 長

それでは、議案第42号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第42号 農地法の適用を受けない事実確認願について、を採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり確認することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。
よって、議案第42号 農地法の適用を受けないこととすることに決定しました。

次に議案第43号 農用地利用集積計画について、を上程します。議案第43号のうち、
81番、82番は農業委員会法第31条の議事参与の制限にかかる案件です。
最初に、81番、82番を除く1番から80番までの80件を上程します。事務局の説明
をお願いします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

本日、差し替えさせていただきました議案の21ページ、議案第43号 農用地利用集
積計画について、をご覧ください。

今月は、新規設定34件、再設定47件、所有権移転1件の合計82件です。

はじめに1番から80番について説明します。

1番から34番につきましては新規設定です。
契約内容は、使用貸借または賃貸借となっております。
そのうち、10番から21番、26番、27番は使用貸借です。

続きまして、26ページ35番から32ページ79番につきましては、再設定です。
契約内容は、使用貸借または賃貸借となっております。
そのうち、48番、49番、55番、61番、64番、67番から69番は使用貸借で
す。
再設定ですので、特に問題はないと思われま。

続きまして、32ページ80番につきましては、所有権移転です。
所有権移転する農地はすべて農振農用地であり、譲受人は認定農業者で、対価額は双方
での話し合いにより決定しており、問題ないと思われま。

なお、18番から20番と64番の4件の耕作者の住所が新潟市となっておりますが、
住民票が新潟市にありますが、こちらにお住まいとのこと確認しています。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農
業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議の
ほどよろしくお願いたします。

議 長

それでは、議案第43号のうち、1番から80番に関する質疑を行います。皆様から質
問等がありましたらお願いします。

委員 26番ですが、氏名に誤りがありますので訂正願います。

事務局 失礼しました。今後、議案の作成にあたり注意したいと思います。

議長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第43号 農用地利用集積計画について、のうち、1番から80番を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第43号のうち、1番から80番は、市長に要請することに決定しました。

続きまして、同じく議案第43号 農用地利用集積計画について、のうち、81番、82番を上程します。

81番、82番は、委員に関する案件ですので、委員は、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限に該当するため、退席してください。

< 委員 退席 >

事務局 81番、82番について説明いたします。

32ページ33ページをご覧ください。

さきほどの説明と同様となりますが、81番、82番は再設定です。再設定ですので、特に問題はないと思われま。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは、議案第43号のうち、81番、82番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第43号 農用地利用集積計画についてのうち、81番、82番を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第43号のうち、81番、82番は、市長に要請することに決定しました。

それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

続きまして、議案第44号 妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、ですが、議案第44号の一部が、私に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限に該当するため、議長を交代し、退席します。

< 委員 退席 >

それでは、議案第44号 妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更につい

議 長 て、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 34ページ、議案第44号 妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、をお願いします。

本件は、11月10日付で妙高市長から意見を求められたものです。

内容につきましては、マスタープランの変更、編入案件が1件、除外案件が2件です。

なお、除外案件の大字長森地内の6筆のうち1筆について、委員が耕作者であることから議事参与の制限に該当するものです。

また、11月25日には本日の総会に先立ち農地部会を開催し、事前説明を行いました。

農地部会では申請者の開発実績等について質疑があり、ない旨の回答を得ております。

当日は現地確認も合わせて実施したところです。

以上、説明させていただきました。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 続きまして、農林課担当者の補足説明をお願いします。

農林課 それでは、議案第44号 妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、ご説明いたします。36ページをご覧ください。本件は、妙高農業振興地域整備計画の本文（マスタープラン）の変更が1件、農用地区への編入が1件、農用地区域からの除外が2件の計4件となっております。

続きまして、別途配布しましたカラーの表紙となっている「妙高農業振興地域整備計画書（案）」をご覧ください。

はじめに、妙高農業振興地域整備計画の変更についてですが、6ページをご覧ください。

計画中に「農業生産基盤整備開発計画」について記載されており、今回の変更では、実施済み事業について事業内容の修正を行うものと、今後実施する各事業について、手続きにあたり本整備計画に位置付ける必要があることから、事業の追加を行うものです。

次に8ページをご覧ください。「農用地等の保全計画」について、先ほどと同様、実施事業の内容修正と追加を行うものです。

次に、岡崎新田、柳井田地内の編入案件ですが、ページ番号が付番されていなく申し訳ございませんが、資料中ほどにA3版のカラー図面で「位置図1」と記載されたページをご覧ください。

場所は大字岡崎新田、柳井田町5丁目地内であり、申請は土地改良区からの提出であります。

柳井田、栗原地区では、県営経営体育成基盤整備事業による、ほ場整備事業を予定していることから、事業の実施にあたって農用地区域への編入が必要であるものです。なお、

「位置図1」の青色で囲まれた部分がほ場整備事業実施予定区域であり、赤色部分が今回申請された編入箇所となっております。本申請は「農業振興地域の整備に関する法律」第10条第3項第2号により、土地改良事業を行う区域内にある土地は農用地区域でなければいけないことから、当該地の編入は必要であると判断したものでございます。

次に、関川町2丁目地内の除外案件ですが、資料は3ページをめくっていただき「位置図2」をご覧ください。

場所は、関川町にあります飲食店の西側の農地であり、申請者は隣接する飲食店を営む法人からの提出であります。

申請者は、現在、申請地に隣接する店舗で飲食店を営んでいます。事業拡大のため、新たに焼き肉店の新設を考えていることから、当該地を飲食店店舗用地とするために除外を行うものであります。

用地の選定にあたっては、既存店舗と同様の客層が見込まれることから、来客者の導線を考慮し、既存店舗の近隣を候補とし選定を行うこととし、既存店舗の敷地内を計画しましたが、必要面積が確保できませんでした。また、付近は農振白地内が無く、他の候補地

農林課

を選定すること困難であったことなどから当該地を選定したものであります。なお、選定にあたっては、耕作者の営農の意向を考慮し選定をおこなっています。

面積規模については、最大68名が利用できる店舗面積のほか、来客用駐車場10台分及び業務用トラックの駐車スペース、転回スペースを考慮しています。算定にあたっては、客数を平均40名、普通車1台に4人が乗り入場するとした場合に必要な台数を見込んでおり、必要最低限の面積であることから、本計画における面積規模は妥当であると考えられます。

以上のことから、当該地を飲食店店舗用地とすることは必要かつ適当であり、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断したものでございます。

最後に、大字長森地内の除外案件ですが、資料をめくっていただき「位置図3」をご覧ください。

場所は、大字長森地内にあります、拡張された道の駅に隣接する防災広場の東側の農地で、申請者は市外の広告関連企業からの提出であります。

申請者は、コロナウィルスの拡大により、近隣県への個人旅行や自然、アクティビティを体験するアドベンチャー・ツーリズムが旅行の主体となっていることから、事業拡大のため、これらをターゲットとしたホテル事業を展開するため、宿泊施設及び車中泊施設のRVパークの運営を計画しています。

新規事業を展開するにあたり、スキー、温泉、自然景観を楽しめる環境や山、海の来客を見込める立地条件などの点が、事業計画と合致することから、妙高市を建設地として計画したものであります。

用地の選定にあたっては、用途地域内では、事業計画に適した面積やターゲットとしている客層を取り込める要件に適した候補地を選定することができませんでした。また、農振白地内の用地については、国道18号線沿いの用地を検討しましたが、上下水道などのライフラインが整備されておらず、新設するには多額の費用がかかることから、事業費との折り合いがつきませんでした。

車で来場する宿泊客をターゲットとしているため、選定地は、幹線道路付近を考えていたところ、道の駅の集客力や各観光地、高速道路等からのアクセスの良さや、必要面積の確保が可能な点から当該地を選定したものです。

面積規模については、宿泊施設の面積としては、全国のロードサイド・ホテルの稼働率や事業収支計画を考慮し、15棟のコテージとコテージに隣接する駐車スペースを見込んでいます。

また、宿泊施設以外としては、管理棟や複数台の車で来場した場合に利用する12台の駐車スペース、除雪に必要な重機等の作業スペースのほか、冬期間は堆雪場とし利用するドッグランスペースを見込んで必要面積を算定しています。

なお、建設予定のホテルは、コテージ型の離れ形式のものを予定しています。

また、新型コロナウイルスの拡大以降、車中泊やオートキャンプの需要が高まっていること等を踏まえ、16台のRVパークの面積を算定しています。

なお、周辺の農地に対する影響ですが、当該地は周辺を市道で囲われており、農地の集団の末端に位置することから農用地の集団化が損なわれることはなく、防除や周辺地での耕作に支障を及ぼす恐れはないものと判断されます。

以上のことから、当該地は、利便性の良さや面積規模、周辺への影響を考慮し選定したものであり、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断したものでございます。

以上、議案第44号についての説明であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長

続きまして、農地部会での内容について、報告をお願いします。

農地部長

議席番号4番の飯塚です。

議案第44号の案件について、転用面積が3,000㎡を超える大規模転用案件への意見照会が含まれていたことから、農地部会を開催しましたので報告します。

11月25日(金)13時30分から、妙高市役所4階401会議室で、農地部会員15名と会長職務代理の出席をいただき、農地部会を開催しました。

議案内容について市農林課担当者から説明を受け、委員から施工業者のこれまでの実績等の質疑を行った後に、現地確認を実施しました。

現地確認では、関川町2丁目地内の農振除外案件についても、あわせて実施しました。

なお、議案について審議するのは、あくまでも本日の総会であり、農地部会としての賛否を決するものではなく、より詳しく内容を確認し、現地確認をすることにより、理解を深めたものであります。

以上、農地部会の報告といたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

それでは、議案第44号に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第44号 妙高農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について、を採決します。お諮りします。

本件は、意見なし、とすることに異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第44号については、意見なし、として回答することに決定しました。

それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第21回妙高市農業委員会の総会を閉会といたします。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和4年12月27日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印